

大監公示第7号  
令和4年11月18日  
一部改正 大監公示第8号  
令和5年8月3日  
一部改正 大監公示第10号  
令和5年9月8日  
一部改正 大監公示第11号  
令和5年10月5日

令和5年度、6年度、7年度大湊在籍艦船等の修理に係る契約希望  
者募集要項（公募）

次の契約を希望する方は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

(公募実施権者)  
契約担当官等  
大湊地方総監部経理部長

記

1 調達予定品目

令和5年度、6年度、7年度に実施する大湊在籍艦船等の以下の修理等

(1) 大湊在籍艦船（艦船搭載装備品を含む。）の検査・修理に係る契約

- ア 大湊造修補給所の大湊ドック及び引揚船台（以下、「大湊ドック等」という。）  
を使用して入出きょ及び上下架を実施する（入出きょ及び上下架の実施については、大湊造修補給所が行う。）定期検査、年次検査及び中間修理
- イ 入きょ及び上架を伴わない年次検査及び中間修理
- ウ 余市防備隊所属交通船（排水量6t）の定期検査、年次検査及び中間修理
- エ 「むらさめ」型護衛艦の定期検査（特別修理、復旧時に定期検査の項目による検査を必要とする臨時修理及び定期検査時に計画されている改造を含む。）

(2) 大湊警備区における艦船（艦船搭載装備品を含む。）の臨時修理に係る契約

対象艦船は海上自衛隊の全ての艦船とする。

なお、(1)、(2)において、対象艦船（艦別及び艦種）は別紙第1のとおりとし、工事区分は別紙第2を標準とする。

(3) 大湊在籍艦船の装備機器等の定期検査、年次検査、修理（専門業者実施工事分）に係る契約

対象機器については、別紙第3のとおり。

なお、大湊警備区における艦船（艦船搭載装備品を含む。）の臨時修理に係る契約についての対象艦船は、海上自衛隊の全ての艦船とする。

## 2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(6) 第1項に関する項目について、令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の、東北地域又は北海道地域の競争参加資格を有している者であること。

(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(8) 契約履行に当たり次の体制及び資格要件を満たしていること。

ア 艦船搭載装備品等の検査、修理等を実施するために必要な工作設備、関係工場を有している又は関連会社の協力を得られること。

イ 艦船搭載装備品の検査、修理等を実施するために必要な専用治具を有していること。

ウ 官給品や陸揚げされた艦船搭載部品を保管するために必要な資材倉庫を有して

いること。

エ 完成検査を実施するために必要な設備を有している又は関連会社の協力を得られること。

オ 臨時修理等の場合、遠隔地において修理を実施する場合に必要とされる器材を有し、輸送手段も確保できること。

カ 専門業者工事の場合、製造会社であるか、又は製造会社から技術支援が得られる等技術提携を有していること。併せて純正部品（製造元が使用を保証した同等品を含む。）の入手が可能であること。また、全省庁統一資格「役務の提供等」に係る防衛用装備品類の整備の資格を有すること（膨脹式救命いかだに關しては国土交通省認定資格を有すること。）。

(9) 契約履行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させるか、遅滞なく協力会社の支援を得られる体制を有すること。

管理部門：安全、工程管理、品質保証、重量管理及び保全に関する能力

修繕部門：日本産業規格、自衛艦工作基準等に基づき工作できること。

(10) 履行後の故障等に関する継続的対応が可能な体制を有すること。

(11) 秘密保全に関する教育が確実に実施されており、秘密保全上支障のないことが確認された者を充てることができる。

(12) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(13) 関係工場、協力会社へ一部業務委託を行う場合、委託させる業務に応じ本項第8号から第12号の項目を満たすこと。

(14) その他

計画整備に係る艦船の定期検査、年次検査、中間修理等の契約に関しては、原則、大湊警備区内の会社とする。ただし、「むらさめ」型護衛艦の定期検査については横須賀警備区内の会社とする。

また、余市防備隊所属交通船（排水量6t）の定期検査、年次検査及び中間修理については余市防備隊近郊の会社とする。

### 3 応募方法及び資料の提出

応募する者は、別紙様式「参加表明書」に、次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができ

る。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあたっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 過去5年間における官公庁との契約実績（実績がない場合は省略）
- (4) 前項第8号から第12号を証明できる書類  
設備及び体制等については、下請け業者も含み、以下のことが明記された資料を要する。
  - ア 安全管理及び衛生管理体制
  - イ 品質管理及び工程管理体制
  - ウ 溶接技能等に関する公的機関からの資格証明
  - エ 所有している設備機材一覧及び同器材の検査証明書等
  - オ 役務行為に必要な資材等の保管場所及び官給品等の保管場所についての資料
  - カ 秘密保全に関する教育実績及び教育資料等
- (5) 前項第12号の規定を証明する書類、若しくは誓約書
- (6) 関係工場又は協力会社への一部業務委託を行う場合は、委託させる業務に応じて、前項第8号から第12号の項目を満たすことを証明する書類
- (7) 参加表明の要領は、第1項（1）は、別紙第1より艦種と工事区分を選択した上で、修理区分を別紙第2よりそれぞれ記入する。条件付き表明の場合、その内容を備考欄に詳しく記入する。  
第1項（3）は、別紙第3より該当番号を選択し、同じく条件付き表明の場合、その内容を備考欄に詳しく記入する。
- (8) 対象期間内の提出  
複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

#### 4 参加表明書及び技術資料の提出先等

##### (1) 提出先

海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課審査係  
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1  
0175-24-1111 (内線2253)

(2) 提出期間

令和4年11月18日（金）～令和4年12月16日（金）午後4時45分  
なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(5) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

## 5 技術資料の審査

技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊等の担当者から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め協力しなければならない。

## 6 審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適當と認められた者に対しては、公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

## 7 疑義の申し立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について公募結果不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア 窓口：大湊地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、

疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 8 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。
- ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
  - イ 正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。
  - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。
  - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
  - ク 公募の対象とする調達品目については、公示時点での調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大湊地方総監部經理部長 殿

(株)〇〇〇〇  
代表取締役社長 〇〇〇〇

## 参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

## 記

## 1 公示番号

大監公示第 号 (令和4年 月 日)

## 2 対象機器等

別紙第1関連 (対象艦船)

番号	種 別	記 号	艦 種	募集する工事区分 (検査・修理)			
				定期 検査 ※ 1	年次 検査 ※ 1	中間修理 物品修理 ※ 1	臨時 修理 ※ 2

※ 1 : 定期検査、年次検査及び中間修理は、大湊在籍艦船の検査・修理

※ 2 : 臨時修理は、この表の他、海上自衛隊における全ての艦船を対象とする。

※ 3 : ●は、入きよ及び上架を伴わない検査修理

別紙第2関連 (艦船機器等の修理区分[船体等])

番号	区分	募集する修理区分	備 考

(次ページに続く)

## 別紙第3関連（艦船機器等の修理（専門業者工事区分））

番号	区分	公募対象機器	募集区分			備 考
			定検 ※ 1	年検 ※ 1	中間修理 臨時修理 物品修理 ※ 1 ※ 2	

※ 1：定期検査、年次検査及び中間修理は、機器に対応するすべての大湊在籍艦船を対象艦とする。

※ 2：臨時修理は、機器に対応する海上自衛隊における全ての艦船を対象とする。

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書（写し）  
               2 会社の財政状況・経営成績を証する書類  
               3 ○○○○

## 対象艦船(1/2)

番号	種別	記号	艦種	募集する工事区分(検査・修理)			
				定期 検査	年次 検査	中間修理 物品修理	臨時 修理
				※1	※1	※1	※2
検01	護衛艦	D D	むらさめ型	○		●※3	○
検02	護衛艦	D D	たかなみ型			●※3	○
検03	護衛艦	D D	あさぎり型		●※3	●※3	○
検04	護衛艦	D D	あさひ型			●※3	○
検05	護衛艦	D E	あぶくま型		○	●※3	○
検06	多用途支援艦	AMS	ひうち型	○	○	○	○
検07	掃海艇	MSC	すがしま型		○	○	○
検08	ミサイル艇	P G	はやぶさ型			○	○
検09	水中処分母船	YDT	排水量300t	○	○	○	○
検10	えい船	YT	排水量50t	○	○	○	○
検11	えい船	YT	排水量260t	○	○	○	○
検12	水船	YW	排水量310t	○	○	○	○
検13	油船	YO	排水量270t	○	○	○	○
検14	油船	YO	排水量490t	○	○	○	○
検15	油船	YG	排水量270t	○	○	○	○
検16	運貨船	YL	排水量50t	○	○	○	○
検17	交通船	YF	排水量6t	○	○	○	○
検18	交通船	YF	排水量11t	○	○	○	○
検19	交通船	YF	排水量25t	○	○	○	○
検20	作業船	YD	排水量1.6t	○	○	○	○
検21	廃油船	YB	排水量100t	○	○	○	○

## 対象艦船(2/2)

番号	種別	記号	艦種	募集する工事区分(検査・修理)			
				定期 検査 ※1	年次 検査 ※1	中間修理 物品修理 ※1	臨時 修理 ※2
検22	特別機動船	S B	排水量1.9t	○	○	○	○

※1：定期検査、年次検査及び中間修理は、大湊在籍艦船の検査・修理

※2：臨時修理は、この表の他、海上自衛隊における全ての艦船を対象とする。

※3：●は、入きよ及び上架を伴わない検査修理

## 艦船機器等の修理区分 [船体] (1/2)

番号	区分	募集する修理区分	備考
修 H01	船体	出入きょ及び上下架	余市防備隊所属交通船または臨時修理に限る。
修 H02	船体	船底調査、船底清掃	ソナードーム等武器の部を含む。 入きょなしの場合
修 H03	船体	船底調査、船底・外舷清掃及び塗装	ソナードーム等武器の部を含む。 入きょ、上架時に実施
修 H04	船体	外板等溶接補修	
修 H05	船体	甲板等溶接補修	
修 H06	船体	揚錨、えい航、係留装置	
修 H07	船体	揚艇機、揚貨機	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 H08	船体	洋上補給装置	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 H09	船体	交通装置	
修 H10	船体	諸管装置（白銅管溶接）	
修 H11	船体	諸管装置（白銅管溶接以外）	
修 H12	船体	通風装置	
修 H13	船体	舷外甲板ぎ装	
修 H14	船体	冷暖房装置	電気部所掌を除く。
修 H15	船体	冷凍装置	電気部所掌を除く。
修 H16	船体	居住関係機器	
修 H17	船体	汚物処理装置	接触酸化材交換は専門業者が実施する。
修 H18	船体	航空機関連ぎ装	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 H19	船体	減搖装置	軽微な補修以外は専門業者が実施する。

## 艦船機器等の修理区分 [船体] (2 / 2)

番号	区分	募集する修理区分	備 考
修 H20	船体	一般ぎ装	化学消火装置、運動状態表示装置は専門会社が実施する。
修 H21	船体	固定齊備	
修 H22	船体	ボート及び救命装置	膨脹式救命いかだは専門業者が実施する。
修 H23	船体	船 裳	
修 H24	船体	上部構造物	
修 H25	船体	操舵装置	
修 H26	船体	糧食昇降装置	

## 艦船機器等の修理区分 [機関] (1/2)

番号	区分	募集する修理区分	備考
修 M01	機関	ディーゼル主機	非磁性機関は専門業者が実施する。
修 M02	機関	給気ポンプ	非磁性機関は専門業者が実施する。
修 M03	機関	直結ポンプ	非磁性機関は専門業者が実施する。
修 M04	機関	付属装置	非磁性機関は専門業者が実施する。
修 M05	機関	ガスゼネレータ	搭載替えを含む。
修 M06	機関	ガスゼネレータ	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 M07	機関	出力タービン	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 M08	機関	燃料供給装置	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 M09	機関	エンクロージャ	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 M10	機関	付属装置	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 M11	機関	減速装置	S S S クラッチは専門業者が実施する。
修 M12	機関	軸系及びプロペラ	
修 M13	機関	可変ピッチプロペラ装置	
修 M14	機関	可変ピッチプロペラ変節装置	
修 M15	機関	旋回式推進装置	
修 M16	機関	ウォータージェットポンプ	
修 M17	機関	舵取機	
修 M18	機関	スラスタ	
修 M19	機関	ガスターイン補機	搭載替えを含む。
修 M20	機関	ガスターイン補機	軽微な補修以外は専門業者が実施する。
修 M21	機関	内燃補機	非磁性機関は専門業者が実施する。

## 艦船機器等の修理区分 [機関] (2/2)

番号	区分	募集する修理区分	備考
修 M22	機関	ポンプ	空気圧縮機を含む。
修 M23	機関	油清浄機	
修 M24	機関	特殊補機	
修 M25	機関	諸管装置、諸管	
修 M26	機関	ぎ装品一般	
修 M27	機関	内火艇、作業艇及び搭載艇	主機、軸系のみ。
修 M28	機関	吹鳴装置	

## 艦船機器等の修理区分 [電気] (1/3)

番号	区分	募集する修理区分	備考
修 E01	電気	一次電源装置 発電機及び付属装置	
修 E02	電気	配電盤及び付属装置	気中遮断器類、自動化装置は専門業者が実施する。
修 E03	電気	電源監視制御装置	指示電気計器類、各種スイッチ、表示灯類以外は専門業者が実施する。
修 E04	電気	発電機原動機機側制御装置	
修 E05	電気	ガスタービン機関付属電気装置	
修 E06	電気	ディーゼル機関付属電気装置	
修 E07	電気	艦外受電装置	
修 E08	電気	二次電動装置、電動発電機及び付属装置	
修 E09	電気	静止形電力変換装置	指示電気計器類、各種スイッチ、表示灯類以外は専門業者が実施する。
修 E10	電気	配電盤	
修 E11	電気	充放電装置	
修 E12	電気	変圧器	
修 E13	電気	整流器	
修 E14	電気	照明電灯・電気信号灯装置、照明電灯装置	
修 E15	電気	信号探照灯装置	ただし30cm探照灯は、製造会社との技術提携を要する。
修 E16	電気	電気信号灯装置	
修 E17	電気	特殊標識灯装置	

## 艦船機器等の修理区分 [電気] (2/3)

番号	区分	募集する修理区分	備 考
修 E18	電気	その他の機器	
修 E19	電気	動力電熱装置 電動機及び起動器類	
修 E20	電気	電熱装置及び制御器類	
修 E21	電気	吹鳴装置	
修 E22	電気	その他の機器	
修 E23	電気	通信・警報・計測記録・電話 装置、通信装置	
修 E24	電気	計測監視装置	
修 E25	電気	機関自動監視記録装置	指示電気計器類、各種スイッチ、表示灯類以外 は専門業者が実施する。
修 E26	電気	速力回転通信記録装置	
修 E27	電気	応急監視制御装置	指示電気計器類、各種スイッチ、表示灯類以外 は専門業者が実施する。
修 E28	電気	電話装置	端末機器・無電池電話装置以外は専門業者が 実施する。
修 E29	電気	ITV 装置	ただし、製造会社の技術提携を要する。
修 E30	電気	その他の機器	
修 E31	電気	電気式制御装置（機関部特 用装置関連電気機器）主遠 隔操縦装置・機関制御監視 記録装置	指示電気計器類、各種スイッチ、表示灯類以外 は専門業者が実施する。
修 E32	電気	ガスタービン主機	指示電気計器類、各種スイッチ、表示灯類以外 は専門業者が実施する。
修 E33	電気	ディーゼル主機	

## 艦船機器等の修理区分 [電気] (3/3)

番号	区分	募集する修理区分	備考
修 E34	電気	減速装置・軸系・プロペラ関係	
修 E35	電気	補機	
修 E36	電気	雑装置	
修 E37	電気	電気式制御装置(船体部特用装置関連電気機器)、操艦関連装置	自動操舵装置(はやぶき型)は専門業者が実施する。
修 E38	電気	外板・揚錨・えい航・係留装置	
修 E39	電気	揚艇機及び揚貨機	洋上補給装置を含む。
修 E40	電気	諸管装置	
修 E41	電気	汚物処理装置	
修 E42	電気	冷凍・冷暖房装置	
修 E43	電気	航空機関係	ヘリコプタ着艦拘束装置は専門業者が実施する。
修 E44	電気	減搖装置	フインスタビライザ制御装置は専門業者が実施する。
修 E45	電気	その他の装置	
修 E46	電気	特殊電源装置 航空機用電源装置	
修 E47	電気	雑装置	
修 E48	電気	電路装置	

## 艦船機器等の修理区分 [共通]

番号	区分	募集する修理区分	備 考
共 1	船体 機関 電気	完成検査・中間試験	参加表明時には、船体・機関・電気を明記する。
共 2	船体 機関 電気	試 験	参加表明時には、船体・機関・電気を明記する。
共 3	船体 機関 電気	承認図書、完成図書	参加表明時には、船体・機関・電気を明記する。

## 艦船機器等の修理区分 [総則]

番号	区分	募集する修理区分	備考
G1	総則	安全衛生管理の統括	工程管理を含む。

## 艦船機器等の修理（専門業者工事区分）（1／2）

番号	区分	公募対象機器	募集区分			備考
			定検 ※1	年検 ※1	中間修理 臨時修理 物品修理 ※1※2	
専H 1	船体	膨脹式救命いかだ	○	○	○	国土交通省認定
専H 2	船体	ひうち型多用途支援艦デッキクレーン	○	○	○	
専H 3	船体	ひうち型多用途支援艦重量管理	○	○	○	
専M 1	機関	6 NMU型非磁性機関	○	○	○	電気部所掌を除く。
専M 2	機関	S 4 Y型非磁性機関	○	○	○	電気部所掌を除く。
専M 3	機関	S 6 Y型非磁性機関	○	○	○	電気部所掌を除く。
専M 4	機関	S M 1 A型ガスタービン主機用要具	—	—	○	
専E 1	電気	M 1 A型ガスタービン発電装置付属電気機器	○	○	○	機側操作盤本体、エンジンコントロールボックス、モータ駆動ボテンショメータ陸揚げ工事及び検査工事
専E 2	電気	M 1 A型ガスタービン発電装置付属電気機器	○	○	○	機側操作盤本体、エンジンコントロールボックス、モータ駆動ボテンショメータ陸揚げ工事及び検査工事を除く
専E 3	電気	ひうち型多用途支援艦統合艦橋システム（ジャイロコンパスを含む。）	○	○	○	
専E 4	電気	ひうち型多用途支援艦機関自動監視記録装置	○	○	○	

## 艦船機器等の修理（専門業者工事区分）（2／2）

番号	区分	公募対象機器	募集区分			備考
			定検 ※1	年検 ※1	中間修理 臨時修理 物品修理 ※1※2	
専E 5	電気	ひうち型多用途支援艦バウスラスタ制御装置	○	○	○	
専E 6	電気	ひうち型多用途支援艦C P P 制御装置	○	○	○	
専E 7	電気	はやぶさ型ミサイル艇自動操舵装置	○	○	○	
専E 8	電気	艦橋コードレス電話	○	○	○	
専E 9	電気	機械室交話装置	○	○	○	
専E 10	電気	はやぶさ型ミサイル艇操縦レバー・離着岸レバー及び位置検出器	○	○	○	

※1：定期検査、年次検査及び中間修理は、機器に対応するすべての大湊在籍艦船を対象とする。

※2：臨時修理は、機器に対応する海上自衛隊における全ての艦船を対象とする。